

平成24年10月 障害者虐待防止法が施行されました

# 障害者虐待を防止しましよう

山梨県障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害し、自立社会参加の妨げとなります。障害者虐待は、決してあってはなりません。しかし、している人も、されている人も、気付かないまま虐待が行われている場合があります。障害者虐待をなくすためには、家庭で、施設で、職場で、正しい理解と取り組みが大切です。



- ・たたかれたり、閉じこめられている
- ・おどされたり、嫌がらせをうけている
- ・ひんぱんに小さな傷がある
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・体重が不自然に増えたり、減ったりする
- ・学校や職場に出てこない

こんなときは、お近くの「市町村障害者虐待防止センター」へご連絡ください。